

令和7年8月18日

【照会先】

神奈川労働局 労働基準部 労災補償課
課長 丸山 奈央子
主任労災補償監察官 梅木 敬雄
(電話) 045(211)7355

相模原労働基準監督署における文書の紛失について

神奈川労働局(局長 児屋野 文男)は、相模原労働基準監督署(署長 荻野 憲一)において、発生した個人情報を含む文書の紛失について、下記のとおり当該事案を確認の上、必要な措置を講じましたので、その概要をお知らせします。

関係者の皆様に深くお詫びいたしますとともに、今後紛失が生じることのないよう、再発防止を徹底してまいります。

なお、紛失が確認された文書については、外部に持ち出しはしていないことから、誤ってシュレッダーをかけ廃棄した可能性が高く、また外部に漏えいした事実は確認されていません。

記

1 事案の概要

令和7年6月30日に相模原労働基準監督署(以下「相模原署」という。)において、担当者が事務処理のため、特別遺族年金支給請求書及び添付資料(以下「請求書等」という。)を所定の保管場所から取り出そうとしたところ、当該請求書等が保管されておらず、所在が不明となっていることが発覚した。

当該請求書等には、被災労働者の傷病名等の情報が記載された文書が含まれていたほか、請求人の氏名、住所、生年月日、代理人氏名、医師氏名等の個人情報が記載されていた。

2 経緯

(1) 令和6年12月26日

請求人の代理人弁護士から相模原署あてに請求書等が郵送され受付した。

(2) 令和7年1月6日～

管理者から担当者に請求書等が入ったクリアファイルを手渡し、担当者は所定の保管場所へ保管した。担当者はその後、事務処理を行う都度、請求書等を所定の保管場所から取り出して作業を行い、作業終了後に所定の保管場所へ戻すことを繰り返していた。

(3) 令和7年6月30日

担当者が事務処理のため請求書等を所定の保管場所から取り出そうとしたところ、当該請求書等が保管されておらず、所在不明となっていることが判明した。

3 原因

請求書等文書の定期的な所在確認が行われなかった点、事務処理に当たって所定の保管場所から取り出した請求書等の管理がなされなかった点において文書管理上の不備があったこと。

また、不要書類をシュレッダーで処分する際には、複数人による対象文書の確認及びシュレッダーで処分する担当者を限定していたにもかかわらず、徹底がなされていなかったこと。

4 再発防止策

(1) 相模原署での対応

- ① 調査中の労災請求事案については、管理者が月に1回、管理簿を用いて文書の現物確認を行うことを徹底する。
- ② 令和7年7月8日に署長から全職員に対して経過説明を行い、書類の適切な保管、シュレッダーによる文書の廃棄に関するルールの再確認及び個人情報漏えい防止の徹底について指示した。

(2) 労働局での対応

- ① 同月3日に総務課総務企画官から各所属長に対して、本件事案の概要を共有したほか、局内労働基準部各課室及び管下の各労働基準監督署に対し注意喚起と再発防止の徹底を指示するとともに、石綿関連文書に係る所在確認を指示した。
- ② 同月8日に労働基準部長から管下の各労働基準監督署に対し、全ての部署の調査中の労災請求事案の現物確認を指示した。
- ③ 同月14日に総務企画官から各所属長に対して、情報漏えい防止対策に関する注意喚起を行った。
- ④ 令和7年7月から9月にかけて、総務課が全所属に対して実施する「個人情報管理規程に基づく定時監査」にて、各所属の情報漏えい防止対策を抜き打ちで確認する。